

高浜原発、新基準適合へ

1・2号機 運転40年超で初

原子力規制委員会は18日、運転開始から40年を超えた関西電力高浜原発1、2号機（福井県）の新規制基準に基づく審査の主要部分を終えた。近く、安全対策の基本方針が新基準に適合すると認める審査書案を示す。ただ、実際に再稼働するには、今年7月の運転延長認可の期限までに、詳しい設備の設計の認可などを受ける必要がある。

40年を超えた原発が新基準を満たすと認められるのは初めて。東京電力福島第一原発事故後の法改正で、運転開始から原則40年まで

に規制委が認めれば、1回だけ最長20年延長できる制度ができた。高浜1、2号機は昨年3月に新基準に基づく審査が、同4月に60年までの運転延長の審査がそれぞれ申請された。

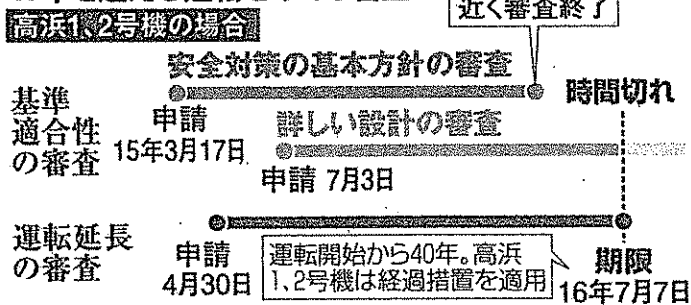
延長するには、経過措置で猶予された今年7月の期限までに、安全対策の基本方針の許可、詳しい設計の認可、運転延長の認可の3つの許可を受ける必要がある。間に合わなければ「時間切れ」で廃炉を迫られるため、規制委は先に申請された原発を後回しにする形で、事実上の集中審査

を行ってきた。

新基準の審査で最大の焦点だった電気ケーブルの防火対策では、全長1300キロに及ぶ1、2号機のケーブルのうち6割を難燃性のものに交換し、残りを防火シートで覆うとする関電の方針を了承。想定される地震の揺れは、すでに新基準に適合した高浜3、4号機と同じ数字が認められた。

規制委は近く審査書案を公表し、1カ月ほど一般から意見を募った後、正式に決定する見通し。焦点は詳しい設計の審査で設備の耐震性が認められるかどうか

40年を超える運転をめぐる審査



に移る。関電は18日の審査会合で、格納容器内の重要設備を実際に揺らす試験の結果を4月末までに示す方針を説明した。規制委の担当者は「試験の結果次第ではアウトとなる可能性がある」と語った。

(北林晃治、東山正宣)